

平成 30 年度 教員免許状更新講習

(冬期)

募 集 要 項

大阪千代田短期大学 生涯学習センター

平成30年度 教員免許状更新講習 募集要項（冬期）

I 教員免許状更新制の概要

教員免許状更新制について

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されています。

この教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

教員免許状の有効期間について

教員免許状更新制において、教員免許状は2種類に分けられます。

- 新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された教員免許状）
新免許状は、教員免許状自体の有効期間が（所要資格を得てから10年後の年度末）が定められています。
- 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された教員免許状）
旧免許状には、教員免許状自体に有効期間は定められていませんが、教員免許状を有効な状態で所有することができる「修了確認期限」が定められています。

II 教員免許更新手続期間と更新手続

更新手続期間

新免許状の場合は、有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までの2年間、旧免許状の場合は修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間が更新手続期間となります。

更新手続

2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（現職教員等は勤務地・それ以外の者は居住地の都道府県教育委員会）に対して申請を行うことで、教員免許状を更新することができます。

更新手続の流れ

- ① 教員免許状の有効期間・更新講習受講期間の確認
- ② 更新講習の受講資格の確認
- ③ 更新講習の受講

免許状更新講習（必修領域6時間・選択必修領域6時間・選択領域18時間）を受講する。（更新手続期間よりも前に更新講習を受講することはできません。）

④ 都道府県教育委員会への更新等申請手続

免許状更新講習を受講した後に発行される履修証明書（修了証明書）を添えて、各都道府県の免許管理者に対して申請する。

⑤ 都道府県教育委員会からの更新等証明書の発行

教員免許状の更新手続を行わなかった場合

新免許状の場合は、有効期間の満了の日をもって教員免許状は全て失効しますが、免許状更新講習を受講・修了することで、教員免許状を再度授与されることができます。

旧免許状の更新手続を行わなかった場合には、修了確認期限をもって教員免許状は全て失効しますが、教員免許状授与に必要な所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講・修了することで、教員免許状を再度授与されることができます。

旧免許状所持者で現職員でない場合、有効期間の更新手続を行わずに修了確認期限が過ぎると、いわゆる「休眠状態」になります。

教員免許状が「休眠状態」となった場合には、有効性の回復手続をすることによって、教員免許状を再度有効な状態に戻すことができます。

詳しくは、各都道府県の免許管理者（教育委員会）にお問い合わせください。

平成 30 年度の教員免許更新手続の対象者

*** 下記の「生年月日」「修了確認期限」は、現職の方です。**

グループ	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間
第 9 グループ	昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日 昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年 2 月 1 日～ 平成 31 年 1 月 31 日
第 10 グループ	昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日 昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 2 日～	平成 32 年 3 月 31 日	平成 30 年 2 月 1 日～ 平成 32 年 1 月 31 日

・上記以外の受講対象者（第 1～第 8 グループ）は修了確認期限が過ぎていますが、受講が可能な場合があります。

お勤めの職場や教育委員会で事前に受講対象者であることをご確認ください。

新免許状を有している方

	免許状を授与された日	有効期限	免許状更新講習受講期間
対象者	平成 21 年 4 月 1 日～	平成 32 年 3 月 31 日	平成 30 年 2 月 1 日～ 平成 32 年 1 月 31 日

また、更新講習の受講にあたって、自身が受講義務者にあたるか、希望すれば受講でき

るかわからない場合は、各都道府県の免許管理者（教育委員会）にお問い合わせください。

Ⅲ 本年度の教員免許状更新講習について

本学では、主に幼稚園・小学校教諭を対象とした教員免許状更新講習を夏期と冬期の年2回開設しており、今回の募集は冬期講習となります。

講習科目は、次の8科目となりますが、科目によっては、受講の対象でないことがありますので、下記の表でご確認ください。

開講科目の受講対象者

講習 番号	講習名	時間 数	受講対象者 ○…受講可 ×…受講不可		
			教諭 (主に幼稚園・ 小学校)	特別支援学校教諭 (主に幼稚園部・ 小学校部を担当)	養護教諭
①	必修 教育の最新事情	6	○	○	○
②	選択 必修 教育政策の動向および学校内外での連 携協力についての理解	6	○	○	○
③	選択 発達障がいのアセスメント	6	○	○	×
④	選択 配慮が必要な子どもと保護者への支援 のあり方	6	○	○	×
⑤	選択 ネット社会の子育て支援	6	○	○	×
⑥	選択 子どもの表現活動-「音楽と絵本」の 融合-	6	○	○	×
⑦	選択 身体を使ったコミュニケーション・ト レーニング	6	○	○	×
⑧	選択 造形表現の理論と実践	6	○	○	×

本年度の冬期の教員免許更新講習の日程は、11月17日（土）・18日（日）・24日（土）・12月1日（土）・2日（日）の5日間となります。

- ・11月17日「必修」・12月2日「選択必修」の各1講習（6時間分）を受講いただけます。
- ・「11月18日」「11月24日」「12月1日」の「選択」項目も、一日1科目の講習を受講

いただけます。 (申込時には、同じ日に、複数の科目を第1希望としないでください。)

また、受講したい科目について、第2希望も選択してください。

・応募人数により、日程変更をお願いする場合があります。

講習日	講習 番号	項目	講習内容	時間数	定員
11月17日(土)	1	必修	教育の最新事情	6	300
11月18日(日)	2	選択	発達障がいのアセスメント	6	90
	3	選択	ネット社会の子育て支援	6	90
	4	選択	子どもの表現活動ー「音楽と絵本」の融合ー	6	40
	5	選択	身体を使ったコミュニケーション・トレーニング	6	40
	6	選択	造形表現の理論と実践	6	40
11月24日(土)	7	選択	配慮が必要な子どもと保護者への支援のあり方	6	90
	8	選択	発達障がいのアセスメント	6	90
	9	選択	子どもの表現活動ー「音楽と絵本」の融合ー	6	40
	10	選択	身体を使ったコミュニケーション・トレーニング	6	40
	11	選択	造形表現の理論と実践	6	40
12月1日(土)	12	選択	配慮が必要な子どもと保護者への支援のあり方	6	90
	13	選択	ネット社会の子育て支援	6	90
	14	選択	子どもの表現活動ー「音楽と絵本」の融合ー	6	40
	15	選択	身体を使ったコミュニケーション・トレーニング	6	40
	16	選択	造形表現の理論と実践	6	40
12月2日(日)	17	選択 必修	教育政策の動向および学校内外での連携協力についての理解	6	300

*申込みは、一日1科目となります。

IV 本学教員免許状更新講習への申込み手続き

本学教員免許状更新講習を申込まれる方は、
以下の（１）・（２）・（３）の手順に従って申込み手続きを行ってください。

（１） 教員免許状の有効期間・更新講習受講期間の確認

ご自身の教員免許状等で、有効期間または更新手続期間をご確認ください。

（２） 更新講習の受講対象者の確認

*下記の「生年月日」「修了確認期限」は、現職の方です。

グループ	生年月日	修了確認期限
第9 グループ	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
第10 グループ	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日

新免許状を有している方

	免許状を授与された日	有効期限	免許状更新講習受講期間
対象者	平成21年4月1日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～ 平成32年1月31日

* 正規の受講申込時に提出する「受講申込書」には受講対象者であることの証明印が必要です。

現職でない方（生年月日が上記以外の方も含む）は、ご自身が受講対象者であるかどうかを、学校・幼稚園・保育所または教育委員会等で必ず事前確認をした上で応募してください。

* 幼稚園教諭免許状を保有し「認定こども園」「認可保育所」「幼稚園を設置する者が設置する認可外保育所」に保育士として勤務している方は、ご自身が受講対象者であるかどうかを、学校・幼稚園・保育所または教育委員会等で必ず確認をした上で応募してください。

(3) 本学 教員免許状更新講習への申込み

本講習の申込み方法は、2種類がございます。

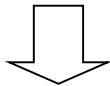
① Web申込み（インターネットを利用し、本学HPより直接入力）

② 郵送申込み（仮申込書に必要事項を記入し郵送）

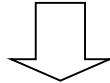
（郵送料は申込まれる方が、各自ご負担ください。）

A Web申込み

9月3日まで、特別な手続は必要ありません。



仮申込登録（9月3日より）
9月2日以前は入力できません。

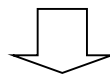


申込期間は9月3日～9月10日です。

Web申込みと郵送申込みは、申込み日付ごと同様に扱います。

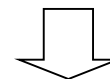
（Web申込者の入力日と郵送申込者の消印日を同じに扱います。）

受付後、入力日・消印日毎の受講希望に従い受講科目の調整をし、科目ごとに受講の決定を行います。

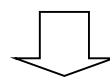


9月中旬頃

仮受講申込者に対して、受講可否通知書等を送付いたします。



受講可の連絡を受けた方は、期日までに「申込書」と「課題意識調査」を返信していただくとともに、受講料のお振込みをお願いいたします。

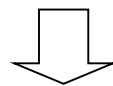


「申込書」・「受講料振込み確認」後、受講決定通知書・受講案内書等を送付いたします。

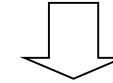
B 郵送申込み

9月3日までに、仮申込書を本学に請求してください。

返信用封筒には、A4サイズが折らずに入る大きさの封筒に120円切手を添付して送付ください。



仮申込書郵送（9月3日消印より）
9月2日以前の消印の場合は受付しません。
郵送料はご自身でご負担ください。



V 受講料及び返還について

1科目 6,500円 <通信費等含む>

5科目の場合 6,500円×5科目=32,500円 となります。

受講決定後の辞退は避けてください。

受講申込み後、やむを得ずキャンセルされる場合は、速やかに連絡してください。

自然災害、本学の都合等により開講されなかった場合	全額返金（当該日に限る）
公共交通機関の運休等により受講できなかった場合	
勤務校の業務等自己都合により受講できないことを、10月18日までに連絡いただいた場合	事務手数料（1,000円）を差し引いた額
10月19日以降のキャンセルは返金できません。	

*学校感染症に感染、又は、その疑いがある場合（医師の診断書又は所属長の証明が必要です）。
講習の受講を認めません。その場合は納入された講習料を全額返還します。

VI 個人情報の取り扱い

受講者の個人情報は更新講習に係る業務のみに利用いたします。

VII 問い合わせ先

〒586-8511 大阪府河内長野市小山田町1685

大阪千代田短期大学 生涯学習センター 教員免許状更新講習係

電話 0721-52-4141（代表）

平日 月～金 9:00～17:00